

# あんしん・安全

## 1 家具類転倒防止器具の取付

緊急時の対応が困難な高齢者を対象として、地震による家具類の転倒を防止し、生命の安全と財産の保全を図ることを目的として、家具類転倒防止器具の取り付けを行います。

- 利用できる方** 65歳以上の方で次のいずれかに該当する方
  - ①要介護2以上の寝たきりの方
  - ②ひとり暮らしの方
  - ③65歳以上の方を含む60歳以上の方だけで構成される世帯の方
  - ④同居人の就労などで②、③と同様の状態となる方
- 費用負担** 事前調査費、取付費および器具代4個までは1割負担（住民税非課税世帯は無料）、器具代5個目以上は全額自己負担  
※本サービスのご利用は一世帯につき1回限りです。

問い合わせ先

高齢者福祉課高齢者福祉係

☎ 3546-5354

## 2 緊急通報システム

65歳以上の高齢者の安全を確保するため、急病などの緊急時にボタンを押すと救助を受けることができる緊急通報機器を設置します。

- 利用できる方** 65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方  
※同居の家族などが65歳未満であっても、次のいずれかに該当する方は利用できます。
  - ・家族などの就労などにより、日中または夜間に高齢者のみとなる世帯の方
  - ・未成年者や障害のある家族などと同居していて、緊急時に必要な援助等を受けることができないと認められる方
- 内容**
  - ①**機器の種類**

次のうち、希望する型式の機器を設置します。

    - (1) 固定電話回線型式：ご自宅の固定電話回線を利用します。
    - (2) 無線型式：機器本体に内蔵されているLTE回線を利用します。ご自宅に固定電話回線がない方も利用できます。
  - ②**設置する機器**
    - ・緊急通報機器本体（ペンダントを含む）
    - ・火災センサー（希望者のみ設置）
    - ・見守りセンサー（希望者のみ設置）※  
※見守りセンサーは、機器の種類により選択できるセンサーの内容が異なります。

- (1) 固定電話回線型式：空間センサーのみ選択できます。
- (2) 無線型式：空間センサー又は開閉センサーから選択できます。
  - ・空間センサー：一定時間センサーの周りで人の動きを感知できない時に自動通報するセンサー
  - ・開閉センサー：一定時間扉の開閉を感知できない時に自動通報するセンサー

### ③通報時の対応

区が委託する事業者の受信センサーに通報され、警備会社の現場派遣員が駆け付けるとともに、必要に応じて消防への救急要請を行います。

## ●利用料金（月額）

	課税世帯	非課税世帯	生活保護等
固定電話回線型式（機器本体）	450 円	無料	
無線型式（機器本体）	900 円	450 円	無料
各センサー（1台あたり）	50 円	無料	

問い合わせ先

高齢者福祉課高齢者サービス係

☎ 3546-5355

## 3 友愛電話訪問

65歳以上の一人暮らしまたは高齢者世帯の方に、友愛電話訪問相談員が定期的に電話連絡または訪問し、孤独感の解消や事故の未然防止を図ります。

問い合わせ先

介護保険課地域支援係

☎ 3546-5649（専用電話）

## 4 徘徊高齢者探索システム費用助成

徘徊のある認知症高齢者を在宅で介護している方に、探索システムの利用料の一部を助成します。

- 利用できる方 要支援・要介護で、認知症による徘徊のある方を在宅で介護している方
- 内 容 申込金と毎月の基本料金の一部を助成します（探索方式は、GPS方式となります）。
- 費用負担 申込金の10%→770円  
月額基本料の10%→242円  
生活保護受給者などの方は無料  
※費用負担は変更になる場合があります。

問い合わせ先

高齢者福祉課高齢者サービス係

☎ 3546-5355

## 5 見守りキーホルダー登録システム

外出先で突然倒れたり、徘徊により保護され身元が確認できない場合などに、あらかじめ登録された番号をおとしより相談センターに問い合わせることで、素早く氏名・緊急連絡先が確認できる「見守りキーホルダー」を配布します。

- 利用できる方** 65歳以上の高齢者（40歳以上の要支援・要介護認定者を含む）で外出に不安などがある方
- 費用負担** 無料
- 利用方法** おとしより相談センターまたは区にお申し込みください。  
※申込時に緊急連絡先（2名）をご登録いただきます。  
事前に連絡先の方の名前・住所・電話番号・続柄をご確認の上ご来所ください。
- その他** 見守りキーホルダーを携帯することが困難な場合は、アイロンで衣類などに接着できる布製ラベル「見守りアイロンラベル」も併せて希望する方に配布します。

### 問い合わせ先

京橋おとしより相談センター	☎ 3545-1107
日本橋おとしより相談センター	☎ 3665-3547
人形町おとしより相談センター	☎ 5847-5580
月島おとしより相談センター	☎ 3531-1005
勝どきおとしより相談センター	☎ 6228-2205
晴海おとしより相談センター	☎ 5547-4871
高齢者福祉課高齢者福祉係	☎ 3546-5354

お住まいの住所により担当するセンターが異なります。12～13ページを参照してください。

## 6 救急医療情報キットの配布

自宅で倒れた時などに救急隊による救急活動がより適切に行えるよう、緊急連絡先や血液型などを記入して冷蔵庫に保管しておく「救急医療情報キット」を配布します。

- 利用できる方** 65歳以上の高齢者のうち一人暮らしや高齢者のみの世帯の方などで緊急時に不安などがある方
- 費用負担** 無料
- 利用方法** おとしより相談センターまたは区にお申し込みください。

### 問い合わせ先

京橋おとしより相談センター	☎ 3545-1107
日本橋おとしより相談センター	☎ 3665-3547
人形町おとしより相談センター	☎ 5847-5580
月島おとしより相談センター	☎ 3531-1005
勝どきおとしより相談センター	☎ 6228-2205
晴海おとしより相談センター	☎ 5547-4871
高齢者福祉課高齢者福祉係	☎ 3546-5354

お住まいの住所により担当するセンターが異なります。12～13ページを参照してください。

## 7 地域見守り活動支援事業

一人暮らしの高齢者の方などが、地域で孤立することなく住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の方々に組織された団体で行われる「地域見守り活動」に対し支援を行います。



見守りキャラクター マモちゃん

### ●利用できる方

#### (1) 地域見守り活動団体

町会、自治会、マンション管理組合などの地域の方々おおむね5人以上で組織された団体

#### (2) 見守り対象となる方

65歳以上の一人暮らし高齢者の方や高齢者のみの世帯の方・その他見守りが必要な高齢者の方など

### ●活動の内容

#### (1) 活動の内容

- ・月1回以上、対象者の自宅訪問やまちで見かけたときの声かけなどの安否確認
- ・「変だな？」と気付いたときに「おとしより相談センター」へ相談や連絡
- ・「おとしより相談センター」への定期的な報告など

#### (2) 区の支援内容

見守り対象者1人につき、年間3千円を上限に、通信費などの団体の運営費を助成します

### 問い合わせ先

高齢者福祉課高齢者福祉係

☎ 3546-5354

## 8 「おかえりPASS(パス)」(行方不明高齢者情報提供シート)の配布

地域で見守る高齢者が認知症などで行方不明になった場合に、家族の方が慌てず捜索に役立つ情報を警察などに提供できるよう、事前に情報をまとめておくためのシート「おかえりPASS(パス)」(行方不明高齢者情報提供シート)を配布します。

### ●利用できる方

見守りが必要な高齢者の家族など

### ●費用負担

無料

### ●配布場所

おとしより相談センター、介護保険課  
区ホームページからダウンロードすることもできます。)



### 問い合わせ先

京橋おとしより相談センター	☎ 3545-1107
日本橋おとしより相談センター	☎ 3665-3547
人形町おとしより相談センター	☎ 5847-5580
月島おとしより相談センター	☎ 3531-1005
勝どきおとしより相談センター	☎ 6228-2205
晴海おとしより相談センター	☎ 5547-4871
介護保険課地域支援係	☎ 3546-5379

## 9 行方不明高齢者検索ネットワーク

行方不明となった認知症高齢者等の早期発見、事故を未然に防止するため、行方不明者の情報を「ちゅうおう安全・安心メール」により協力者へ配信します。

また、協力者に対して、認知症に関する知識や情報を毎月メール配信します。

### ●利用できる方 (1) 配信対象の高齢者

- ・中央区在住で在宅の65歳以上の認知症等の症状により行方不明となった高齢者
- ・配信を依頼できる方
- ・上記高齢者の配偶者・親族・後見人

### (2) 協力者

- ・「ちゅうおう安全・安心メール」に登録された方
- ※配信を希望する項目の「行方不明高齢者情報」にチェックを入れてください。

### ●費用負担 無料

問い合わせ先 介護保険課地域支援係 ☎ 3546-5379

## 10 災害時地域たすけあい名簿

災害時地域たすけあい名簿は、災害時に自力で避難したり生活することが困難で特に支援を必要とする方（避難行動要支援者）を登録し、安否確認や避難誘導などの支援および支援のための体制づくりに役立てることを目的とした名簿です。

災害に備えるため、本人の同意がある方の名簿情報を避難支援等関係者にあらかじめ提供し、地域の中でたすけあうことのできる仕組みを築いていきます。

●同意について 避難行動要支援者へ区から「災害時地域たすけあい名簿外部提供同意書」を発送します。詳しくはお問い合わせください。

●提供先 ①区内警察署 ②区内消防署 ③民生・児童委員  
④防災区民組織 ⑤マンション管理組合等 ⑥介護サービス事業者

問い合わせ先 高齢者福祉課高齢者福祉係 ☎ 3546-5353



## 11 個別避難計画

個別避難計画は、災害に備えてあらかじめ災害が発生した際の行動指針を対象者本人やそのご家族などが作成する一人一人の個別計画です。

### ●作成について

作成対象となる方へ区から「中央区個別避難計画 調査票と作成のご案内」を発送します。詳しくはお問い合わせください。

#### 問い合わせ先

高齢者福祉課高齢者福祉係

☎ 3546-5354

## 12 安全・安心おまかせ出前相談

防犯アドバイザーをご家庭に派遣し、防犯対策に関する相談をお受けします。

### ●利用できる方

区内にお住まいの方

### ●内 容

防犯設備士の資格を持つ防犯アドバイザーをご家庭に派遣し、空き巣対策などの防犯対策に関する相談をお受けします。

相談時間は1時間程度です。

### ●利用方法

派遣を希望する日の2週間前までに区に申請してください。

### ●費用負担

無料

#### 問い合わせ先

防災危機管理課防災危機管理担当

☎ 3546-5087

## 13 住まいの防犯対策助成

安全・安心おまかせ出前相談を受けた方が、防犯性能の高い錠への取替えや補助錠の取付けなど、ご自宅の防犯対策を行った場合に、その費用の一部を助成します。

### ●利用できる方

安全・安心おまかせ出前相談を受けた区民（1住宅につき1回限り）

※防犯対策に要した経費が5千円以上の場合に限ります。

### ●内 容

防犯性能の高い錠や、補助錠、センサー付きライトの取付けや交換、窓への防犯フィルムの張付けなどで、防犯アドバイザーが必要と認めた防犯対策区にお問い合わせの上、お申し込みください。

### ●利用方法

### ●費用負担

1万円を上限として、対象経費の2分の1を助成します。

#### 問い合わせ先

防災危機管理課防災危機管理担当

☎ 3546-5087

## 14 自動通話録音機の貸し出し

電話を利用した振り込め詐欺などの被害防止に大変有効な自動通話録音機を貸し出しています。

- **利用できる方** 65 歳以上の区民が居住する世帯
- **内 容** 固定電話に接続するもので、呼び出し音が鳴る前に発信者へ自動で警告メッセージが流れ、通話内容を録音します。詐欺の犯人は、通話の録音を恐れ、受信者の応答前に電話を切る場合が多いとされています。
- **利用方法** 区役所防災危機管理課窓口または区内警察署へ本人確認書類（運転免許証、保険証など）をご持参の上、お申し込みください。
- **費用負担** 無料（電気代は自己負担。年間 323 円程度）



**問い合わせ先** 防災危機管理課防災危機管理担当 ☎ 3546-5087

## 15 運転免許自主返納

車の運転に自信がなくなった方や、家族から「運転が心配」と言われたら、運転免許の自主返納をお考えください。

運転免許を自主返納をした方は、運転経歴証明書を申請することができます（申請手数料 1,100 円。ただし、有効期限切れの運転免許証の場合、運転免許試験場での申請となります）。運転経歴証明書を提示すると、飲食店や美術館などで、割引などの特典が受けられます（詳細については、警視庁のホームページをご覧ください）。

**問い合わせ先**

中央警察署	☎ 5651-0110
久松警察署	☎ 3661-0110
築地警察署	☎ 3543-0110
月島警察署	☎ 3534-0110